

# 認可法人に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告

平成14年8月

総務省

---

## 前書き

認可法人(平成14年8月1日現在81法人)は、国の行政を補完、代行し、又は特定の公共的・公益的色彩が強い業務を実施しており、国から出資金や補助金等を受けているものが多くみられる。

認可法人については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)を始め累次の閣議決定において、その事業の見直し、事業の合理化・効率化等を推進することが決定されている。また、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)では、特殊法人と並び集中的かつ抜本的な改革を推進することとされ、平成13年12月に、同法に基づき、法人の組織形態や事業の見直しを内容とする「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定された。

また、平成11年3月には「認可法人に関する調査」結果に基づく勧告が総務省(当時総務庁)から法人の所管府省に対して行われ、これにより認可法人における貸借対照表、損益計算書等の財務内容等に関する書類の作成・公開が推進されたところである。

さらに、資本金の2分の1以上が国から出資され、かつ、国の補助に係る業務を行う認可法人については、国の行政と特に密接な関係にあり、国の行政目的を達成する上で極めて重要な業務を担うことから、中央省庁等改革に伴い、総務省が行う行政評価等に関連して、その業務の実施状況に関し必要な調査を行うことができる法人とされた。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、総務省が行う行政評価等の関連調査対象とされた14認可法人について、法人の全体像を明らかにするとともに、法人の事業・業務運営の効率化の推進、財政資金の効率的な使用等を図る観点から、法人の財務の状況、事業・業務運営の状況等を調査し、認可法人の改革の推進に資するため実施したものである。

---

## 目次

- 第1 調査対象認可法人の概要
- 第2 調査結果(勧告)
  - 1 自動車安全運転センター
  - 2 通信・放送機構
  - 3 海洋科学技術センター
  - 4 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構
  - 5 日本障害者雇用促進協会
  - 6 農林漁業信用基金
  - 7 生物系特定産業技術研究推進機構
  - 8 情報処理振興事業協会
  - 9 産業基盤整備基金
  - 10 自動車事故対策センター
  - 11 空港周辺整備機構

---

### 第1 調査対象認可法人の概要

#### 1 法人の事業内容

調査対象14認可法人が行う事業の内容は、多岐多様にわたっており、主な事業等を基に区分すると、1)研究開発を業務とするものが4法人(通信・放送機構、海洋科学技術センター、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、生物系特定産業技術研究推進機構)、2)産業振興を業務とするものが3法人(農林漁業信用基金、情報処理振興事業協会、産業基盤整備基金)、3)公共事業を業務とするものが2法人(日本下水道事業団、空港周辺整備機構)、4)交通安全対策・災害防止を業務とするものが3法人(自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、海上災害防止センター)、5)その他の業務を行っているものが2法人(平和祈念事業特別基金、日本障害者雇用促進協会)となっている。

#### 2 財政資金による支援

##### (1) 政府出資

調査対象14認可法人に対する政府出資の総額は、平成12年度末現在で1兆5,464億円となっている。各法人における出資残高をみると、1,000億円以上のものが4法人(通信・放送機構、海洋科学技術センター、情報処理振興事業協会、農林漁業信用基金)、100億円以上1,000億円未満のものが6法人(生物系特定産業技術研究推進機構、産業基盤整備基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、平和祈念事業特別基金、自動車事故対策センター、日本障害者雇用促進協会)、100億円未満のものが4法人(自動車安全運転センター、日本下水道事業団、空港周辺整備機構、海上災害防止センター)となっている。

各法人の出資金総額に占める政府出資額の割合をみると、全額政府出資のものが3法人、90パーセント以上100パーセント未満のものが6法人、50パーセント以上90パーセント未満のものが5法人となっている。

また、9法人においては、調査した平成8年度から12年度の間、毎年度政府出資の追加が行われている。

政府出資の形態は、自動車安全運転センターに対し土地による現物出資(約60億円)が行われているほかは、現金によるものである。

出資金の用途をみると、基金として運用しているもの、建物等固定資産の購入原資とするもの、事業・運営費として使用するもの、他の民間法人に出資する際の出資とするものなどがみられる。

## (2) 国庫補助金等

調査対象14認可法人に対する国庫補助金等の交付額は、平成12年度には総額828億円となっている。各法人への国庫補助金等の交付額をみると、100億円以上のものが3法人(情報処理振興事業協会、空港周辺整備機構、日本障害者雇用促進協会)、10億円以上100億円未満のものが7法人(通信・放送機構、自動車事故対策センター、日本下水道事業団、海洋科学技術センター、生物系特定産業技術研究推進機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、平和祈念事業特別基金)、10億円未満のものが4法人(産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、農林漁業信用基金、海上災害防止センター)となっている。

国庫補助金等の用途をみると、法人の業務運営全般に使用するもの、特定の事業に使用するものなど多岐にわたっており、その種類も補助金、交付金、委託費など区々となっている。

## 3 職員数

調査対象14認可法人の職員数(定数)は、平成12年度末現在で合計3,322人となっている。各法人の職員数をみると、500人以上のものが2法人(日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会)、200人以上500人未満のものが3法人(自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、海洋科学技術センター)、100人以上200人未満のものが4法人(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、農林漁業信用基金、空港周辺整備機構、生物系特定産業技術研究推進機構)、100人未満のものが5法人(通信・放送機構、情報処理振興事業協会、海上災害防止センター、産業基盤整備基金、平和祈念事業特別基金)であり、最も多いのは日本下水道事業団の738人、最も少ないのは平和祈念事業特別基金の19人となっている。

## 第2 調査結果(勧告)

今回の調査の結果、11認可法人の所管府省に対し、1)出資事業の採択に当たっての厳正な審査及び経営状況が悪化している子会社・関連会社等に対する適切な措置を講ずること(通信・放送機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、生物系特定産業技術研究推進機構)、2)債務保証事業において債権管理の強化等による求償権の回収促進などを図ること(農林漁業信用基金、産業基盤

整備基金)、3)事業・業務運営の合理化、効率化等を図ること(自動車事故対策センター、空港周辺整備機構)、4)施設の収支の改善等を図ること(通信・放送機構、海洋科学技術センター、情報処理振興事業協会)、5)事業・業務運営の効率化に伴う組織・要員の合理化を図ること(農林漁業信用基金、空港周辺整備機構)、6)その他所要の改善を図ること(自動車安全運転センター、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会)について、以下のとおり勧告を行うこととした。これらの法人について、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づく事業の見直し等の着実な実施と相まって、勧告に沿った改善措置を講ずることにより、法人の改革を一層成果あらしめるものとするを求めているものである。

なお、上記以外の3法人についても、「特殊法人等整理合理化計画」において、事業量に応じた効率的な業務実施体制とすること(平和祈念事業特別基金)、特定の事業を廃止すること(日本下水道事業団)、特定の事業について、重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施すること(海上災害防止センター)等の決定がなされており、これらの措置を着実に実施していく必要がある。

## 1 自動車安全運転センター

### (1) 法人の概要

自動車安全運転センター(以下「自動車センター」という。)は、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)に基づき、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として、昭和50年11月1日に設立された。

自動車センターでは、1)運転免許を受けた者が自動車の運転に関し道路交通法(昭和35年法律第105号)若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく処分に違反したことにより内閣府令で定める場合に該当したときに、当該違反をした者に対し、その旨を書面で通知する事業、2)運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る事項を記載した書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付する事業、3)交通事故に関し、その発生した日時、場所等を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者等の求めに応じて交付する事業、4)運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対し、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を行う事業、5)自動車の安全な運転に必要な技能等に関する調査研究を行う事業等を実施している。

自動車センターに対する政府出資として、一般会計から現金5,000万円及び安全運転中央研修所の土地の現物出資(評価額61億9,506万円)が行われており、平成12年度末現在の残高は62億4,506万円となっている。また、自動車損害賠償責任再保険特別会計(平成14年4月から自動車損害賠償保障事業特別会計と改称)から毎年度国庫補助金が交付されており、12年度の交付額は1億8,093万円となっている。

### (2) 安全運転中央研修所の運営

#### ア 安全運転中央研修所の概要

自動車センターは、緊急自動車を運転する者等高度の自動車運転技能及び知識を必要とする業務に従事する者又は青少年に対し、業務の態様に応じて必要とされる技能と知識に関する研修や資質の向上のための研修を行うことを目的として、自動車センター設立後17年目の平成3年4月に安全運転中央研修所を設置している。

安全運転中央研修所には、高度な運転技能を習得できるようにスキッドパン(横滑り用訓練コース)、模擬市街路、高速周回路等一般の自動車教習所には整備されていない施設・設備が整備されている。

## イ 財務の状況

自動車センターでは、安全運転中央研修所(整備費は、土地が約92億円、建物等が約126億円。うち、約62億円の土地が政府から現物出資)の整備の際に、利益剰余金のうち約60億円を支出している。施設整備後においては、大規模な施設整備・改修は行っていないものの、将来の老朽化等に伴う大規模な施設改修に備えてきている。

一方、自動車センターの財務状況をみると、総資産額は、同センターが設立された昭和50年度から平成元年度までの間は順調に推移してきたが、安全運転中央研修所の運営が開始された3年度以降12年度までの間に約18億円の減少が生じている。

また、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、自動車センターは、業務を適正かつ確実に実施していくための経営基盤の確立等に必要な条件を整備した上で民間法人化することとされており、財政的な自立や効率的な業務の推進が求められていることから、安全運転中央研修所についても、今後、効率的に運営していくことが必要となっている。

## ウ 安全運転研修の内容等

安全運転中央研修所における研修の実施状況をみると、平成3年度の設置当初は、警察緊急自動車運転者、青少年運転者、消防救急緊急自動車運転者、自動車教習所の指導員及びその他の一般企業の運転者を対象とした15課程の研修で開始されたが、その後、研修課程は順次拡大されており、13年11月現在では、29の研修課程が開設されている。

平成13年11月現在における研修課程をみると、警察緊急自動車を運転する者を対象としたもの(3課程。以下これらを「警察緊急自動車関係研修課程」という。)、自動車教習所において道路交通法に基づき行われる講習の指導員となろうとする者等を対象としたもの(6課程。以下これらを「自動車教習所等の法定講習関係研修課程」という。)、自動車教習所の指導員を対象としたもの(11課程。以下これらを「自動車教習所指導員関係研修課程」という。)、一般緊急自動車(電気、ガス、水道などインフラ施設の事業用車両)運転者を対象としたもの及び消防・救急自動車運転者関係を対象としたもの(2課程。以下これらを「一般緊急自動車等関係研修課程」という。)、青少年運転者を対象としたもの(1課程)、個人ドライバー、貨物・旅客自動車運転者等を対象としたもの(4課程。以下「一般企業の自動車運転者等研修課程」という。)、企業の安全運転管理者を対象としたもの(1課程)並びに自動車教習所の指導員の再教育を目的としたもの(1課程)に区分されている。

以上のような研修課程の増加に伴い、安全運転中央研修所の職員数は、設置当初(平成3年4月)には48人であったものが、平成13年11月現在で62人と14人増加しており、このうち、研修部の職員数は、3年度当初の28人から、8年度末が42人、12年度末が44人と増加している。

## エ 安全運転中央研修所における受講者数等

安全運転中央研修所の研修について、各年度の延べ受講者数をみると、平成8年度の60,631人から12年度には58,234人と2,397人減少している。平成12年度の研修課程別の受講者数をみると、自動車教習所等の法定講習関係研修課程が21,375人(全延べ受講者数の37パーセント)、一般企業の自動車運転者等研修課程が8,254人(14パーセント)、警察緊急自動車関係研修課程が10,176人(17パーセント)、自動車教習所指導員関係研修課程が7,225人(12パーセント)、青少年運転者を対象とした研修課程が4,307人(7パーセント)、一般緊急自動車等関係研修課程が2,816人(5パーセント)などとなっている。

また、これを実受講者数でみると、平成8年度の16,693人から12年度には15,257人と1,436人減少しており、12年度の研修課程別の受講者数は、自動車教習所等の法定講習関係研修課程が3,890人(全実受講者数の25パー

セント)、一般企業の自動車運転者等研修課程が3,615人(24パーセント)、青少年運転者を対象とした研修課程が2,970人(19パーセント)、警察緊急自動車関係研修課程が2,217人(14パーセント)、自動車教習所指導員関係研修課程が914人(6パーセント)、一般緊急自動車等関係研修課程が704人(5パーセント)などとなっている。

警察緊急自動車関係研修課程、一般緊急自動車等関係研修課程及び自動車教習所等の法定講習関係研修課程は、事件・事故若しくは災害救助等に従事する自動車運転者又は講習の指導員として必要な知識・技能の確保・向上を図ることを目的とするもので、平成12年度の研修計画人員に対する受講者実績は93パーセントとなっている。一方、一般企業の自動車運転者等研修課程は事故率の高い事業用自動車運転者等の交通事故の防止を目的としたもの、また、青少年運転者を対象とした研修課程は青少年の交通事故の防止を目的としたものであり、平成12年度の両研修課程の計画人員に対する受講者数の実績は76パーセントとなっているなど、年度当初に予定する計画人員を大きく割り込む年度が続いている。

したがって、国家公安委員会(警察庁)は、自動車センターの財政の自立性の確保、業務運営の適正化等を図る観点から、自動車センターに対して、安全運転中央研修所が実施する研修事業について、国民や自動車運転者等の需要を的確に把握し、これを踏まえたものとするなどにより収支の改善に努めつつ、更なる業務の効率的実施を進めるよう指導する必要がある。

## 2 通信・放送機構

### (1) 法人の概要

通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和54年法律第46号)に基づき、1)通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御し、これらの人工衛星に搭載された無線設備を用いて無線局を開設する者にこれを利用させること等を効率的に行うことにより、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図るとともに、2)高度通信・放送研究開発の実施の業務及び高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務を総合的に行うことにより、通信・放送技術の向上を図り、もつて電気通信の健全な発達に資することを目的として、昭和54年8月13日に設立された。

通信・放送機構では、1)通信衛星・放送衛星の管制、2)高度通信・放送研究開発の実施、3)研究者の招へい等による高度通信・放送研究開発(通信・放送技術分野の先端的な研究開発)に係る支援、4)高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する施設(以下「特定研究開発基盤施設」という。)の整備及び供用、5)特定通信・放送開発事業(通信・放送事業分野において新たなサービスを提供する事業や地域的なレベルで新規性のある事業)に関する債務保証、出資、利子補給及び助成金の交付、6)電気通信基盤充実事業(電気通信の利便性を飛躍的に高めるための施設整備等を行う事業)に関する債務保証、出資、利子助成及び助成金の交付、7)通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関する利子補給及び助成金の交付、8)有線テレビジョン放送番組充実事業に関する出資、9)放送番組素材利用促進事業、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業、中心市街地電気通信施設整備事業に関する出資等の事業を実施している。

通信・放送機構に対する財政資金として、一般会計及び産業投資特別会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は3,825億500万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は約90億円となっている。

## (2) 出資事業の実施

通信・放送機構では、通信・放送機構法第28条第1項第6号の規定に基づく特定研究開発基盤施設整備事業を実施する者に対する出資を始め、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)等7法律に基づく出資を実施しており、平成12年度末現在の出資実績は47億5,000万円(14件)となっている。

また、通信・放送機構から出資を受けた法人数は9法人(うち、2つの事業について出資を受けている法人又は同一の事業について2件出資を受けている法人が5法人)となっている。各法人の資本金額に占める通信・放送機構の出資比率の状況を見ると、50パーセントを超えている会社(子会社)が1社、20パーセント以上50パーセント以下の会社(関連会社)が6社、20パーセント未満の会社が1社、投資事業組合(投資家による出資金をもとに、株式公開を目指す企業に投資を行い、株式公開に伴う売却益を投資家に分配することを目的として設立された組合)が1組合(出資比率23.5パーセント)となっている。

通信・放送機構が出資した9法人の財務状況を見ると、関連会社1社は事業継続が不可能という会社側の判断により現在清算中であり、残りの8法人はすべて平成10年度から12年度まで3年連続して繰越欠損金を計上し、そのうち5社は当期損失の計上により繰越欠損金が年々増加しているなど、財務状況は悪化している。

また、「企業会計原則」(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。最終改正昭和57年4月20日企業会計審議会)等に基づき8法人に対する出資額を実質価額(純資産額を出資比率で割り戻した額)により評価した場合、取得原価(出資額)43億5,000万円に比べ実質価額による評価額は31億4,500万円と12億500万円(下落率約28パーセント)減少している。これら8法人のうち1法人については債務超過(資産総額を負債総額が上回っている状況)となっている。

なお、通信・放送機構では、出資先法人に対して毎年度の株主総会前に事業計画や決算報告書について提出を求め、経営改善に努めるよう要請している。

したがって、総務省は、通信・放送機構の出資事業の適正化を図る観点から、通信・放送機構に対して、繰越欠損金が増加しているなど経営状況が悪化している出資先法人の経営内容をよりの確に把握し、その経営内容に対応した適切な措置を講ずるよう指導する必要がある。

## (3) 特定研究開発基盤施設の管理運営

通信・放送機構は、高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供することを目的として特定研究開発基盤施設を整備しており、平成12年度末現在、1)地上波デジタル放送に関する研究開発等を行う者を対象とした「地上デジタル放送研究開発支援センター」11施設、2)通信・放送機構が整備した大容量ネットワークを利用した研究開発等を行う者を対象とした「情報通信研究開発支援センター」8施設の計19施設を供用している。これらの施設は全額政府出資金により整備されており、平成12年度末までに地上デジタル放送研究開発支援センターには合計で458億2,200万円、情報通信研究開発支援センターには合計で241億9,000万円が支出されている。

特定研究開発基盤施設の利用状況を見ると、いずれの施設も、4か月ごとに利用希望者から申込みを受け付け、研究計画の審査及び利用期間の調整を行うとともに、それ以外の申込みについても対応可能な範囲で受付等を行っており、平成12年度の利用件数は、地上デジタル放送研究開発支援センターが4,562件、情報通信研究開発支援センターが621件となっている。

通信・放送機構では、特定研究開発基盤施設の利用料金の設定に当たっては、利用料金収入で施設運営費を賄えるよう、利用見込みに応じ施設ごとに決定している。その収支の状況を見ると、地上デジタル放送研究開発支援セ

ンターについては、直接利用料金を徴収しない地上デジタル放送研究開発東京送出センターを含めた11施設全体でみても、平成11年度の供用開始以降、2年間の利用料金収入は10億2,300万円であり、施設運営費8億7,700万円を1億4,600万円上回っている。

一方、情報通信研究開発支援センターについては、平成12年度では8施設中5施設において利用料金収入が施設運営費を下回っており、この5施設の供用開始以降の利用料金収入は5億800万円にとどまり、施設運営費7億100万円を1億9,300万円下回っている。

したがって、総務省は、財政資金の効率的な使用を図る観点から、通信・放送機構に対して、情報通信研究開発支援センターの収支の改善を図るよう指導する必要がある。

### 3 海洋科学技術センター

#### (1) 法人の概要

海洋科学技術センターは、海洋科学技術センター法(昭和46年法律第63号)に基づき、海洋の開発に係る科学技術に関する総合的試験研究、研修等を行うことにより海洋の開発に係る科学技術の向上を図ることを目的として、昭和46年10月1日に設立された。

海洋科学技術センターでは、1)海洋科学技術に関し多数の部門の協力を要する総合的試験研究事業、2)海洋科学技術に関し各種試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有し、これを海洋科学技術に関する試験研究を行う者の共用に供する事業、3)海洋科学技術に関する研修、総合的試験研究に係る成果の普及を行う事業等を実施している。

海洋科学技術センターに対する財政資金として、一般会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は3,312億5,900万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は約28億円となっている。

#### (2) 総合的試験研究の実施

海洋科学技術センターでは、重要又は大規模若しくは総合的な研究(以下「プロジェクト研究」という。)と基礎的研究を行っており、さらに、基礎的研究は、将来プロジェクト研究へ発展する可能性がある研究(以下「特別研究」という。)、研究者の研究開発能力を活かした自由な発想による研究(以下「経常研究」という。)、国の研究機関、大学、民間の研究機関等と共同して行う研究(以下「共同研究」という。)等に区分される。

これらの研究事業の主な原資は政府出資金であり、平成12年度の事業費は397億円(プロジェクト研究が393億円、基礎的研究が4億円)となっている。事業費の推移をみると、平成11年度以降プロジェクト研究に対し政府から重点的に出資が行われたことから、12年度の事業費は8年度に比べ約2倍に増加している。

また、研究実施テーマ件数は、平成12年度には、プロジェクト研究が30件、基礎的研究が61件となっており、近年その件数に大きな変化はみられない。

海洋科学技術センターは、特別研究、経常研究、共同研究のテーマ選定に当たっては海洋科学技術センター内の基礎研究課題検討ワーキンググループにおいて評価し、決定する体制をとっている。

研究開発については、「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)において、財政資金の効果的・効率的な活用を図るため、研究の効果を明確にした目標を設定し、研究開発の質の向上を図ることとされている。

海洋科学技術センターが行う研究は、海洋科学技術の発展を目的としたものであり、随時、研究発表や海洋科学技術センターの刊行物等への論文掲載

を行うことなどにより、広く国民への周知・啓発を図り、国民生活及び科学技術の向上に寄与することが重要となっている。

しかし、海洋科学技術センターにおける研究成果に関する目標の設定状況をみると、学会における発表件数及び学会誌等への論文掲載件数についての目標件数は設定されていない。また、研究結果が3年程度で得られる特別研究・経常研究及び共同研究についてみると、これらの中には、中・深層生物を対象にした採集・飼育装置の開発等の成果がみられるものがあるが、平成11年度及び12年度に終了した38テーマについての学会等での発表件数及び海洋科学技術センターの刊行物等への論文の掲載状況をみると、以下のとおりとなっている。

1) 特別研究・経常研究

テーマ21件のうち、研究成果を確保するための学会等における研究発表及び海洋科学技術センターの刊行物等への論文掲載を全く行っていないものが9件ある。

2) 共同研究

テーマ17件のうち、研究成果を確保するための学会等への研究発表及び海洋科学技術センターの刊行物等への論文掲載を全く行っていないものが7件ある。

したがって、文部科学省は、海洋科学技術センターが実施している総合的試験研究事業を効果的かつ効率的に推進する観点から、海洋科学技術センターに対して、基礎的研究課題の新規採択等に当たっては、研究において想定される成果、学会等における研究発表や海洋科学技術センターの刊行物等への論文掲載に関する目標について厳正に審査するとともに、学会への研究発表等により研究成果の確保を積極的に図るよう指導する必要がある。

### (3) 研究支援の施設の整備

海洋科学技術センターでは、海洋に関する研究開発の実施に当たっては、研究棟、船舶、大型電子計算機等の研究支援施設・設備が必要とされている。特に、近年、全地球的な海洋観測等の必要性から大型の研究開発が実施されることに伴って、大規模な施設・設備の整備を行っているが、その整備及び整備後の施設・設備の運営経費等は政府出資金及び国庫補助金により賄われている。

海洋科学技術センターは、平成10年度に海洋地球研究船の研究航海、研修等で来所した国内外の研究者等のための宿泊・研修施設として、青森県むつ市のむつ研究所内に「むつ研究交流棟」を整備した(3階建て、床面積1,547平方メートル、総工費4億5,100万円)。

今回、その利用状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

- 1) 施設の内訳は、宿泊施設を兼ねた研究員室8室(1室25平方メートルから51平方メートル、8室合計で20人程度宿泊可能)、大会議室(80人収容)、セミナー室、談話室、食堂等となっている。特に研究員室は、研究員が長期間滞在して研究に従事することにも対応できる施設となっている。また、むつ研究交流棟の利用者は、むつ研究交流棟の施設運営要領により、乗船研究者等を含む業務上の必要のある者、同センターが主催・協賛する研修、セミナー等に参加する者、学習実習生等とされている。
- 2) 平成12年度における宿泊施設を兼ねた研究員室の利用状況をみると、i) 海洋地球研究船に乗り組む研究員の宿泊実績は1回(1人が9泊)、ii) 研修会での宿泊利用については、センター初任者研修会1回(14人が各1泊)、高校生等を対象とした海洋科学技術学校2回(19人が1泊から3泊)、アジア・西太平洋海洋研究ネットワーク研修2回(9人が2泊から3泊)、iii) その他に研究支援を行う契約会社職員の出航前準備での利用が7回(12人が3泊から9泊)となっており、年間の実宿泊者数は55人と少なく、施設の利用は低調となっている。

また、大会議室の利用状況についてみると、同センターが開催する公開講演会5回、海洋科学技術学校2回の利用を含め、年16回の利用となっている。

したがって、文部科学省は、海洋科学技術センターの業務運営の効率化及び財政資金の有効活用を図る観点から、海洋科学技術センターに対して、むつ研究交流棟の利用の拡大を図るとともに、今後、研究支援施設を整備する場合には、施設の需要見込みや整備する施設の規模等を十分検討し、その結果を踏まえ施設を整備するよう指導する必要がある。

#### 4 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

##### (1) 法人の概要

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「医薬品機構」という。）は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号。以下「医薬品機構法」という。）に基づき、医薬品を適正な目的のために適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害又は死亡に関して、医療費等の給付を行う等により、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ること等を目的として、昭和54年10月15日に設立された。

医薬品機構では、1)医薬品を適正な目的のために使用したにもかかわらず副作用による健康被害が発生した場合に被害者に対し医療費等の給付を行い、及び医薬品製造業者等からの拠出金の徴収を行う等の業務、2)裁判上の和解が成立したスモン患者に対し、医薬品製造業者及び国から委託を受けて健康管理手当、介護費用を給付する業務、3)血液製剤による後天性免疫不全症候群の病原体（いわゆる「HIV」）感染者に対し、財団法人友愛福祉財団の委託を受けて健康管理費用等を給付する業務、4)民間における医薬品、医療機器等の研究開発の振興を目的とする出資、融資及び研究支援を行う業務、5)医薬品、医療機器等の開発に結び付く可能性のある基礎的研究について、国立試験研究機関、大学等との共同研究、研究委託等を行う業務、6)希少疾病医薬品等の試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務、7)後発医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する各種調査を行う業務等を実施している。

医薬品機構に対する財政資金として、一般会計及び産業投資特別会計から政府出資が行われおり、平成12年度末現在の残高は514億8,600万円となっている。また、毎年度国庫補助金等が交付されており、平成12年度の交付額は約15億円となっている。

##### (2)

##### 出資事業の実施

医薬品機構は、医薬品機構法第27条第2項第3号の規定に基づき、基礎又は応用段階からの医薬品等の研究開発を行うために2社以上の企業が共同出資して設立する法人（以下「研究開発法人」という。）が行う試験研究に対して必要な資金を出資する事業（以下「出資事業」という。）を行っており、その原資は、産業投資特別会計からの政府出資金である。

出資事業の実施状況をみると、医薬品機構では、昭和62年度から平成12年度までの間に研究開発法人15社に対して出資しており、医薬品機構の出資総額は、12年度末で241億9,100万円である。各研究開発法人に対する出資の動向をみると、医薬品機構では、早期の収益を確保する必要があるとして、新規の研究開発法人への出資を一時見合わせ、出資継続中の研究開発法人への出資を重点化することとしたため、平成9年度の1社を最後に新規出資はみられず、12年度には継続して出資が行われている5社に対して19億円の追加出資が行われている。

出資先15社の出資比率の状況を見ると、当該法人の資本金額に占める医薬品機構の出資比率が50パーセントを超えている会社(子会社)が14社、同じく出資比率が20パーセント以上50パーセント以下の会社(関連会社)が1社となっている。

一方、医薬品機構が出資した15社の財務状況を見ると、15社すべてが平成10年度から12年度まで3年連続して繰越欠損金を計上しており、そのうち14社は当期損失の計上により繰越欠損金が年々増加している。また、出資期間(原則7年)が終了した10社についてみると、9社において当期損失の計上により繰越欠損金が増加しているなど、財務状況は悪化している。

また、「企業会計原則」(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。最終改正昭和57年4月20日企業会計審議会)等に基づき出資額を実質価額(純資産額を出資比率で割り戻した額)により評価した場合、取得原価(出資額)222億円に比べ実質価額による評価額は19億円と実質価額は203億円(下落率約91パーセント)減少している。個々の法人についても、下落率50パーセント以上のものが14社あり、うち9社は下落率95パーセント以上となっている。

一方、医薬品機構は、毎年度、出資先法人の株主総会に出席するとともに、これらに対し研究進捗状況及び出資金の支出状況を報告させているほか、中間評価(原則として出資後4年目に実施)の対象となる法人のほか、毎年度1、2社を抽出し、その研究の進行管理状況、財務、会計の処理状況等について実地調査を行っており、平成12年度には、出資法人2社に対して実地調査を行っているが、前述のとおり出資終了法人において財務状況が悪化していることから、研究開発及び経営に関する効果的な指導・助言を行うことが必要となっている。

したがって、厚生労働省は、医薬品機構における事業の合理化・効率化の推進及び出資事業の適正化を図る観点から、医薬品機構に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- 1) 出資事業の採択に当たっては、収益の可能性について厳正に審査し、収益の可能性が明確な場合等に限り出資すること。
- 2) 繰越欠損金が増加しているなど経営状況が悪化している子会社・関連会社の経営内容をよりの確に把握し、その経営内容に対応した適切な措置を講ずるよう指導すること。

## 5 日本障害者雇用促進協会

### (1) 法人の概要

日本障害者雇用促進協会は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者の雇用の促進等に関する指導、援助、職業リハビリテーションに関する業務その他障害者の雇用を円滑にするための事業を行うことにより、障害者の雇用の促進とその職業の安定に資することを目的として、昭和52年3月1日に設立された。

なお、協会の名称は、当初、身体障害者雇用促進協会であったが、法改正により昭和63年4月1日に現在の名称に変更されている。

日本障害者雇用促進協会では、1)障害者職業センターの設置運営事業、2)障害者職業能力開発校の運営事業、3)障害者雇用納付金事業、4)障害者雇用継続助成金の支給事業、5)障害者雇用に関する調査、研究等を実施している。

日本障害者雇用促進協会に対する財政資金として、労働保険特別会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は260億8,600万円となっている。また、毎年度国庫補助金等が交付されており、平成12年度の交付額は約110億円となっている。

## (2) 障害者雇用納付金事業の実施

### ア 障害者雇用納付金事業の概要

障害者雇用納付金事業は、障害者の雇用に関する事業主の社会的連帯責任の円滑な実現を図る観点から、経済的な負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主が身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならない割合(常時雇用する労働者に占めることが義務付けられている身体障害者又は知的障害者の割合。以下「障害者雇用率」という。)が未達成の事業主から納付金を徴収し、その納付金を財源として、障害者雇用率を達成した事業主等に対する障害者雇用調整金、報奨金(以下「雇用支給金等」という。)の支給等を行う事業である。

### イ 障害者雇用納付金事業の実施状況

障害者雇用納付金事業は、障害者雇用納付金事業特別会計勘定において財務処理が行われている。その財務状況をみると、経済、雇用状況の悪化など障害者の雇用をめぐる環境が厳しい状況の下、障害者雇用率が平成10年7月1日に1.6パーセントから1.8パーセントに引き上げられ、障害者雇用率未達成事業主の割合が10年度49.9パーセント、11年度55.3パーセント、12年度55.7パーセントと増加していることもあって、納付金収入は、10年度が195億円、11年度が252億円、12年度が256億円と年々増加している一方、雇用支給金等の支給総額は、10年度が179億円、11年度が145億円、12年度が137億円と年々減少している。この結果、本事業については、中・長期的観点に立ち、事業の安定的な運営を図るため、一定の利益剰余金(積立金)を確保しておく必要があるものの、当期利益が、平成11年度には70億円、12年度には78億円発生し、12年度末現在の利益剰余金は、同年度の雇用支給金等137億円の約2倍に当たる283億円となっている。

また、日本障害者雇用促進協会は、障害者雇用の促進を図るため、雇用納付金制度の普及、啓発のためのパンフレット、ポスター、事務手引書等を作成し、都道府県雇用促進協会等を通じて事業主に配付している。

### ウ 障害者の雇用状況等

障害者の実雇用率は、平成10年度1.48パーセント、11年度、12年度とも1.49パーセントとほぼ横ばいであるものの、障害者雇用率の適用対象となる56人以上の常用労働者がいる事業主に対する障害者雇用率の未達成企業の割合は、前述イのとおり増加している。

### エ 雇用支給金等の額

雇用支給金等の支給額は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第15条、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)附則第3条等で定められているが、雇用支給金等のうち、障害者雇用調整金及び報奨金の額については、平成9年度の障害者雇用審議会等において検討されたものの、据え置かれたことから、4年4月1日に増額された以降、現在まで改定されていない。

したがって、厚生労働省は、日本障害者雇用促進協会の障害者雇用納付金事業について、利益剰余金の有効な活用や事業の安定的な運営を図る観点から、日本障害者雇用促進協会に対して障害者雇用の責務等の達成の理解を得るための事業主への周知、啓発等を積極的に実施するよう指導するとともに、納付金を一層障害者雇用の促進を図ることに活用するよう検討する必要がある。

## 6 農林漁業信用基金

### (1) 法人の概要

農林漁業信用基金は、農林漁業信用基金法(昭和62年法律第79号)に基づき、1)各都道府県の農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと及び農業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること(以下「農業信用保険事業」という。)、2)林業者等が林業の経営の改善に必要な資金等を融資機関から借り入れた際の債務の保証をすること(以下「林業信用保証事業」という。)、3)各都道府県等の漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること(以下「漁業信用保険事業」という。)、4)漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと(以下「漁業災害補償関係事業」という。)、5)林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第6条に規定する都道府県に対する貸付事業等を行うこと(以下「林業等資金暫定事業」という。)を目的として、昭和62年10月1日に設立された。

その後、平成12年4月に旧農業共済基金の業務を承継したことにより、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと(以下「農業災害補償関係事業」という。)が目的として追加され現在に至っている。

農林漁業信用基金に対する財政資金として、一般会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は2,317億5,500万円となっている。また、毎年度国庫補助金等が交付されており、平成12年度の交付額は6,500万円となっている。

## (2) 林業信用保証事業の実施

### ア 林業信用保証事業の財務状況

農林漁業信用基金が行っている林業信用保証事業の平成12年度末現在の債務保証残高は688億円(3,295件)となっている。

林業信用保証事業は、林業信用保証勘定において財務処理が行われており、その財務状況をみると、繰越欠損金は、当期損失の計上により平成10年度が57億3,000万円、11年度が69億1,400万円、12年度が93億6,500万円と毎年増加している。

最近の当期損失の発生は、木材価格の長期低迷、売上不振等による林業・木材業界での倒産の多発や地価の下落による担保価値の低下等林業を取り巻く厳しい情勢もあって、求償権償却損失、債務保証損失引当金繰入及び求償権償却引当金繰入などの費用(以下「債務保証等費用」という。)が増大しているにもかかわらず、保証料収入や違約金などの収入(以下「債務保証等収入」という。)の増加が少ないことによるものである。債務保証残高に求償権残高を加えた額に対する債務保証等費用の割合は、平成8年度には0.39パーセントであったものが、12年度3.42パーセントに伸びているにもかかわらず、債務保証残高に求償権残高を加えた額に対する債務保証等収入の割合は、8年度は0.63パーセント、12年度は0.61パーセントと伸びていない。

一方、保証料率の見直し状況を見ると、昭和63年以降見直しは行われていない。

### イ 政府からの財政資金の状況

林業信用保証事業に対する財政資金として、政府出資が行われており、平成10年度から国の総合経済対策の一環として緊急措置的に債務保証の拡大策が講じられたこともあって、10年度に123億3,700万円、11年度に7億5,900万円、12年度に55億円それぞれ出資が行われた結果、12年度末現在、政府出資金の残高は254億7,200万円となっている。

### ウ 林業信用保証の引受審査及び求償権の回収状況

債務保証の引受けについては、引受けの際の審査により拒否した件数は、平成11年度の3件から12年度には11件に増加したものの、12年度の引

受申請2,856件に対する割合は0.4パーセントにとどまっている。

代位弁済は、平成10年度に木材産業に対する緊急対策として、無担保保証の拡大を行ったことなどにより、その額は、8年度に5億4,700万円(51件)であったものが、12年度には27億8,000万円(144件)と5倍に増加している。このため、求償権残高は、平成8年度末に54億3,600万円であったものが、12年度末で99億8,000万円と5年間で45億4,400万円増加している。

一方、求償権の回収額は、平成8年度は3億7,970万円(34件)、12年度は3億7,381万円(13件)となっており、求償権が増加しているにもかかわらず、おおむね3億円台で推移している。このため、前年度末求償権残高に当該年度の代位弁済額を加えた額に対する当該年度における求償権の回収額の割合(以下「回収率」という。)は、平成12年度には3.4パーセントとなっており、8年度の回収率6.2パーセントと比べ低くなっている。

したがって、農林水産省は、農林漁業信用基金の林業信用保証事業の効率的な実施及び事業の安定的運営を図る観点から、農林漁業信用基金に対して、債務保証等費用の発生状況に応じて保証料率の見直しを検討するとともに、債務保証の引受審査の充実及び債権管理の強化等による求償権の回収促進を図るよう指導する必要がある。

### (3) 漁業信用保険事業の実施

#### ア 漁業信用保険事業の概要

農林漁業信用基金は、漁業信用保険事業の一環として、各都道府県等の漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等に保険を行う漁業保証保険事業を実施している。

漁業保証保険事業は、農林漁業信用基金を保険者と、基金協会を被保険者として、基金協会が中小漁業者等に対して行った債務保証について、基金協会が代位弁済した場合に、代位弁済金の7割又は8割を保険金として農林漁業信用基金から基金協会に支払い、また、基金協会が、中小漁業者等から代位弁済金を回収したときは、その7割又は8割を農林漁業信用基金に納付する契約内容となっている。平成12年度末現在、保険価額残高は2,515億9,400万円となっている。

#### イ 漁業信用保険事業の財務状況

漁業保証保険事業は、漁業信用保険勘定において財務処理が行われている。漁業信用保険勘定の財務状況をみると、昭和50年代に国際的な漁業規制等による漁業経営危機を回避するため政策的に保証保険制度を活用したことにより、これに伴う多額の保険金支払いが生じたこともあって、平成12年度末で483億3,200万円の繰越欠損金を抱えており、財務状況は良好とはいえない。近年では、FAO(国際連合食料農業機関)の国際行動計画に基づいて平成10年度に行われた遠洋まぐろはえ縄漁業の国際減船に係る保険金支払いが多額に上ったため、11年度及び12年度において、保険料に代位弁済金からの回収額を加えた額から支払保険金を差し引いた保険収支が急激に悪化し、両年度でそれぞれ14億4,300万円、26億7,300万円のマイナス収支となっている。また、これに伴い、それまで蓄えていた責任準備金を取り崩したため、平成10年度末で35億5,600万円あった責任準備金の残高は、12年度末には5,300万円まで減少している。

なお、水産庁では、平成12年11月に保険料率の見直しを行っているが、この見直しは、単年度の保険収支の改善等に資するために行われたものであり、繰越欠損金の解消を図るためのものではない。

#### ウ 政府からの財政資金の状況

漁業信用保険事業に対する財政資金として、政府出資が行われており、平成11年度に44億円、12年度に48億円の出資が行われ、12年度末現在、その残高は1,080億5,300万円となっている。

## エ 代位弁済金の回収状況

漁業信用保険勘定における保険金未回収残高は、平成8年度で776億500万円、12年度で827億8,900万円と年々増加傾向にあるが、回収率は、8年度で3.0パーセント、12年度で2.8パーセントと横ばい状況にある。

漁業保証保険は、基金協会が行う債務保証に対する保険であり、基金協会における代位弁済金の回収金の一部が農林漁業信用基金に戻ってくるという性格上、漁業信用保険勘定の財務状況を改善するためには、基金協会の債務保証の引受審査のみならず、基金協会における代位弁済金の回収が重要となる。

したがって、農林水産省は、農林漁業信用基金の漁業保証保険事業の効率的な実施を図る観点から、農林漁業信用基金に対して、基金協会における債務保証の引受審査の充実及び債権管理の強化等による代位弁済金の回収促進を図るよう指導する必要がある。

## (4) 業務運営の合理化

農林漁業信用基金は、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の3法人を統合して昭和62年10月に設立され、その後、平成12年4月に旧農業共済基金の業務を継承し現在の組織となっている。

農林漁業信用基金の事務所は、合併前の旧4法人の事務所をそのまま利用しているものであり、1)本所(千代田区内神田)、2)後楽事務所(文京区後楽)、3)湯島事務所(文京区湯島)、4)一番町事務所(千代田区一番町)の4か所に分散している。

このうち、本所及び一番町事務所は、農林漁業信用基金が区分所有しており、財産目録上の資産価格は、本所が7億6,533万円、一番町事務所が2億7,097万円となっている。また、後楽事務所と湯島事務所は、事務所床を借り受けたものであり、両事務所の合計で年間8,696万円の借料を支払っている。

各事務所の配置は、1)本所には農業信用保険事業を実施する農業部門、2)後楽事務所には林業信用保証事業及び林業等資金暫定事業を実施する林業部門、3)湯島事務所には漁業信用保険事業及び漁業災害補償関係事業を実施する漁業部門、4)一番町事務所には農業災害補償関係事業を実施する農業災害補償部門と事業部門ごととなっており、その業務の実施状況は、次のとおりとなっている。

ア 経理部の経理担当課4課(経理第一課から第四課)について、1)経理第一課を本所に、2)経理第二課を後楽事務所に、3)経理第三課を湯島事務所に、4)経理第四課を一番町事務所に分散して設置しているため、業務の実施や人員配置において効率性が確保されていない状況となっている。

イ 総務部の3課(総務課、企画調整課、人事課)について、1)総務課を本所に、2)企画調整課を後楽事務所に、3)人事課を湯島事務所に分散して設置し、4)総務部職員のうち2人を一番町事務所に配置しているため、組織の総合調整機能が迅速かつ効率的に発揮できないものとなっている。また、総務課、企画調整課及び人事課の課長等による連絡会議を隔週1回、同じく3課の課長補佐による連絡会議を月2回程度開催しているが、開催の都度、本所以外の3事務所から担当者を本所に召集している等非効率な業務運営が行われている。

したがって、農林水産省は、農林漁業信用基金の業務運営の合理化・効率化を推進する観点から、農林漁業信用基金に対して、事業運営や経費に係る効率性が上がるよう事務所の統合を行い、これに伴う組織・要員の合理化を図るよう指導する必要がある。

## 7 生物系特定産業技術研究推進機構

### (1) 法人の概要

生物系特定産業技術研究推進機構(以下「生研機構」という。)は、生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和61年法律第82号)に基づき、特殊法人農業機械化研究所(昭和37年設立)を改組して昭和61年10月1日に設立された。本法人の設立の目的は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資するとともに、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うこととされている。

生研機構では、1)民間が行う生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に必要な資金の出資、貸付け等、2)生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究等、3)農機具の改良に関する試験研究及び調査、農機具の型式検査及び鑑定等の事業を実施している。

生研機構に対する財政資金として、一般会計及び産業投資特別会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は703億600万円となっている。また、毎年度国庫補助金等が交付されており、平成12年度の交付額は約27億円となっている。

### (2) 出資事業の実施

生研機構は、生物系特定産業技術研究推進機構法第29条第1項等に基づき、二つ以上の企業、農林漁業団体、地方公共団体等が共同して新たに設立する生物系特定産業技術に係る研究開発会社の試験研究を促進するため必要な資金を出資する事業を行っており、その原資は産業投資特別会計からの政府出資金である。

生研機構の出資事業の実施状況をみると、昭和61年度から平成12年度までの間に研究開発会社46社に対して出資し、出資総額は、平成12年度末で257億4,700万円である。平成12年度には、新規出資2社、継続出資期間(原則7年間)中13社の計15社に対し計11億1,200万円の出資を行っている。

また、生研機構の出資先46社の内訳をみると、当該法人の資本金額に占める生研機構の出資比率が50パーセントを超えている会社(子会社)が43社、同じく出資比率が20パーセント以上50パーセント以下の会社(関連会社)が3社となっている。

生研機構が出資した46社について、その財務状況をみると、研究開発における出資事業では、有形、無形の資産が形成されるものの、その場合でも研究開発費として費消された資産は純資産の減少となることもあって、平成12年度末に繰越欠損金を抱えている会社が45社となっている。この45社のうち平成10年度から12年度まで3年連続して繰越欠損金を計上している法人が41社あり、その41社のうち29社は当期損失の計上により繰越欠損金が年々増加している。また、継続出資期間が終了した31社についてみても、18社は3年とも当期損失の計上により繰越欠損金が年々増加している。

また、「企業会計原則」(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。最終改正昭和57年4月20日企業会計審議会)等に基づき出資額を実質価額(純資産額を出資比率で割り戻した額)により評価した場合、評価額は39億8,100万円と取得原価(出資額)257億4,700万円に比べ217億6,600万円(下落率約85パーセント)減少している。個々の法人についてみても、下落率50パーセント以上(実質価額が半分以下)となっている法人が46社中44社(95.7パーセント)あり、うち3社は債務超過(資産総額を負債総額が上回っている状況)となっている。

一方、生研機構では、出資先法人の株主総会への出席、出資先法人からの毎年度の事業計画等についての報告徴収を行い、また、出資中の15法人

については、研究評価を行って研究内容及び財務内容の指導を実施しているものの、継続出資期間が終了した31法人に対しては、研究、財務・経営内容に関する具体的な指導等を十分に行っていない。

したがって、農林水産省は、生研機構における事業の合理化・効率化の推進及び出資事業の適正化を図る観点から、生研機構に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- 1) 出資事業の採択に当たっては、収益の可能性について厳正に審査し、収益の可能性がある場合等に限り出資すること。
- 2) 出資終了後の法人のうち、繰越欠損金が増加しているなど経営状況が悪化している子会社・関連会社の経営内容をよりの確に把握し、その経営内容に対応した適切な措置を講ずるよう指導すること。

## 8 情報処理振興事業協会

### (1) 法人の概要

情報処理振興事業協会(以下「情報処理協会」という。)は、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき、情報処理の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行うことを目的として、昭和45年10月1日に設立された。

情報処理協会では、1)特定プログラム(開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラムをいう。以下同じ。)の開発・普及事業、2)効率化プログラム(電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム)の普及事業、3)情報処理サービス業者等がプログラムの開発資金等を金融機関から借り入れる際の債務保証、4)情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関(新事業創出促進法(平成10年法律第152号)第18条第1項に規定する基本構想において定められるもの)が使用する教材の開発・提供等の事業を実施している。

情報処理協会に対する財政資金として、一般会計及び産業投資特別会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は3,199億500万円となっている。また、毎年度国庫補助金等が交付されており、平成12年度の交付額は約238億円となっている。

### (2) 情報基盤センターの管理運営

#### ア 情報基盤センターの概要

情報処理協会は、教育分野における情報化及びネットワーク利用の促進、新産業創出に必要となる新産業創造データベース、パイロット電子図書館の三つの機能を有し、将来の高度情報ネットワーク社会の構築を担う総合的な施設としての役割に加え、教育ソフトの制作及び教育関係者の体験の場、技術者が施設設備を活用し実験研究を行う場として使用されることを目的とし、特定プログラムの開発・普及事業の一環として、情報基盤センターを整備(事業費50億円。全額政府出資金で賄われている。)し、平成7年9月から供用を開始している。

情報基盤センターは、用地の無償提供を受けられた神奈川県内に所在する大学のキャンパスに設置されており、サーバ、ネットワーク環境、プレゼンテーション機器等の設備が整備されている(鉄筋コンクリート造3階建て。敷地面積1,500平方メートル、延べ床面積1,440平方メートル)。

#### イ

##### 情報基盤センターの利用状況

情報基盤センターの利用状況をみると、情報処理協会が、情報基盤センターの供用が開始された平成7年度に、教育ソフト開発・利用促進プロジェ

クト、パイロット電子図書館プロジェクト及び新産業創造データベースプロジェクトの三つのプロジェクトを発足させ、情報基盤センターにおいて、ネットワークを利用した教育の実践、情報の検索等に関する実証実験を行っており、これら三つのプロジェクトは、いずれも12年度までに情報基盤センターでの実証実験を終了している。

情報基盤センターの平成13年11月現在の利用状況をみると、12年度までに完了したプロジェクトにより情報処理協会がサーバに蓄積した情報の一部を一般に提供しているほか、情報基盤センターが所在する大学の研究所が建物及び各種設備(サーバ等)を使用して研究開発を行っており、同大学以外の教育・研究機関等による利用はみられない。

経済産業省は、平成14年度において施設利用に係る市場動向調査等を行うための予算措置を講じたところであり、これら調査等を中心とした施設の在り方の検討について情報処理協会を指導することとしている。

したがって、経済産業省は、情報処理協会の施設の有効活用を図る観点から、情報処理協会に対して、情報基盤センターについて、市場動向調査等の結果による施設利用の需要などを踏まえ施設の在り方を検討するよう指導する必要がある。

## 9 産業基盤整備基金

### (1) 法人の概要

産業基盤整備基金は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号。以下「民活法」という。)に基づき、民間事業者による特定産業基盤施設の整備等を促進するため、これに必要な資金の借入に係る債務を保証すること等によりその資金の融通を円滑にすることを目的として、昭和61年9月1日に設立された。

その後、その時々々の経済情勢に対応するため、種々の産業政策関連立法により産業基盤整備基金の事業も追加され、現在では研究開発基盤整備、商業・流通対策、輸入・対内投資の促進、省エネルギー・リサイクルの支援、大学等技術移転の促進、産業再生及び新事業創出・ベンチャー企業の育成などの分野について、債務保証、出資、利子補給、助成金交付及び情報提供の事業を実施している。

産業基盤整備基金に対する財政資金として、一般会計、産業投資特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は576億4,400万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は2億5,200万円となっている。

### (2) 債務保証事業の実施

#### ア 債務保証事業の概要

産業基盤整備基金は、民活法等に基づき、関係府省等により事業計画等の承認、認定を受けた事業者等が事業資金を調達するための社債及び金融機関からの借入れについて債務保証を行っている。債務保証を行う根拠法律は民活法も含め14法律であるが、平成12年度末現在で保証残高があるものは10法律に基づくものであり、127社に対し、合計293件297億2,200万円の債務保証を行っている。

#### イ

##### 債務保証事業の財務状況

債務保証事業は、一般勘定、商業集積特別勘定、エネルギー使用合理化特別勘定、再生資源利用等特別勘定及び債務保証特別勘定において債務処理が行われており、このうち債務保証事業のみが処理されている債務

保証特別勘定の財務状況をみると、平成10年度に勘定を設けて以来、毎年度当期損失を計上しており、繰越欠損金は、10年度は9億7,200万円、11年度は20億7,500万円、12年度は35億8,600万円と年々増加している。

債務保証残高に求償権残高を加えた額に対する債務保証等費用(求償権償却損失、債務保証損失引当金繰入及び求償権償却引当金繰入の合計額)の割合は、求償権が発生した平成9年度には1.94パーセントであったものが、12年度には4.65パーセントに増加しているにもかかわらず、債務保証残高に求償権残高を加えた額に対する債務保証等収入(保証料収入及び違約金の合計額)の割合は、9年度は0.51パーセント、12年度は0.43パーセントと減少している。

なお、産業基盤整備基金では、債務保証特別勘定の財務状況の改善を図るため、平成12年3月に保証料率の見直しを行っている。

#### ウ 債務保証事業の引受状況

債務保証の引受けは、平成12年度は16件25億5,600万円であるが、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)が12年3月に廃止されたことなどにより、11年度の82件113億2,870万円に比べ件数、引受金額とも4分の1以下に減少している。

債務保証の引受審査について、産業基盤整備基金では、債務保証事業の円滑な実施を担保するため、平成10年度から、多額の保証案件等については、事業主体に対し仕入先・販売先との取引契約を締結させる措置や、事業主体、融資機関、産業基盤整備基金の間においてリスクを分散する契約を締結する措置を講じている。

また、債務保証事業の中で最も事業実績が多いベンチャー関連事業に係る債務保証の引受けについては、平成11年度46件あったものが、12年度は6件に減少し、13年度は実績がみられない。

#### エ 代位弁済の発生状況及び求償権の回収状況

昭和61年度の事業の開始から平成8年度までは、代位弁済の実績はなかったが、景気の低迷等の要因もあり、9年度から代位弁済が発生(12年度には17件17億8,600万円発生)している。債務保証の前年度末残高に新規の債務保証額を加えた額に対する代位弁済額の割合(以下「代位弁済発生率」という。)は、平成12年度で5.0パーセントとなっており、ii)農林漁業信用基金が行う林業経営の改善に必要な資金に係る債務保証制度の代位弁済発生率(12年度3.7パーセント)、iii)各都道府県の農業信用保証協会が行う農業近代化資金等に係る債務保証制度の代位弁済発生率(12年度2.6パーセント)や、iii)情報処理振興事業協会が行うプログラム開発資金等に係る債務保証制度の代位弁済発生率(12年度2.2パーセント)と比べて高くなっている。

また、求償権残高は、平成10年度末で14億8,921万円(16件)、11年度末で47億8,914万円(45件)、12年度末で64億2,383万円(62件)と年々増加している。

一方、求償権の回収額は、平成10年度は4億7,015万円、11年度は7億6,722万円、12年度は1億5,160万円となっている。このため、前年度末求償権残高に当該年度の代位弁済額を加えた額に対する当該年度における求償権の回収額の割合は、平成10年度は24.0パーセント、11年度は13.8パーセント、12年度は2.3パーセントと年々低下している。

経済産業省は、求償権の回収促進を図るため、平成13年度から、産業基盤整備基金に対して回収の難易度に応じた求償権の分類、整理を行うよう指導している。産業基盤整備基金は、求償権の回収が困難なものについて積極的に法的清算手続を進め、清算が終了した求償権(11億500万円)については償却処理を行っている。また、経済産業省は、平成14年度において、産業基盤整備基金が回収することが困難な債権について、債権回収を専門に行う業者に委託するための予算措置を講じたところであり、これら措置を中心とした求償権の回収促進等について産業基盤整備基金を指導す

ることとしている。

したがって、経済産業省は、産業基盤整備基金の債務保証事業を効率的に推進する観点から、産業基盤整備基金に対して、債権管理の強化等による求償権の回収促進を図るよう指導する必要がある。

## 10 自動車事故対策センター

### (1) 法人の概要

自動車事故対策センターは、自動車事故対策センター法(昭和48年法律第65号)に基づき、自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付け等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的として、昭和48年12月10日に設立された。

自動車事故対策センターは、1)自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導及び講習(以下「指導講習事業」という。)、2)自動車の運転者に対する適性診断(以下「適性診断事業」という。)、3)交通事故被害者等であって生活困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対する資金の貸付け、4)交通事故被害者で後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設(以下「療護センター」という。)の設置及び運営、5)自賠法による損害賠償の保障制度の周知宣伝、6)自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究並びにその成果の普及(自動車アセスメント情報の提供等)等の事業を実施している。

自動車事故対策センターに対する財政資金として、自動車損害賠償責任再保険特別会計(平成14年4月1日から自動車損害賠償保障事業特別会計と改称)から政府出資が行われており、平成12年度末の残高は262億7,200万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は約87億円となっている。

### (2) 指導講習事業及び適性診断事業の実施状況

#### ア 事業の概要

##### (ア)

##### 指導講習事業

貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者(以下「自動車運送事業者」という。)は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)により、自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため運行管理者を選任することとされている。この運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)及び貨物自動車運送事業運輸安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)により、国土交通大臣が認定する講習を受講していることが資格要件の一つとされており、また、自動車運送事業者は、運輸規則及び安全規則により、陸運支局長が行う研修(ただし、国土交通大臣が認定する講習をもって代えることができる。)を運行管理者に受けさせなければならないとされている。また、平成13年9月からは、運輸規則等の改正に伴い、重大な事故又は違反を惹起した運転者が所属する営業所の運行管理者を対象とした特別講習が追加されている。

自動車事故対策センターは、これらの講習について国土交通大臣の認定を受けており、運行管理者に対する指導講習事業を実施してい

る。講習の種類としては、運行管理者になろうとする者などを対象とした基礎講習、既に運行管理者として選任されている者などを対象とした一般講習及び特別講習がある。

(イ) 適性診断事業

自動車事故対策センターは、自動車事故対策センター法第31条第1項第2号により、自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運転者に対して、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能などについて心理・生理の面から診断を行い、個別に指導・助言する適性診断事業を実施している。

適性診断事業は、ペーパー及び機器を用いたテストによる一般診断と、自動車事故対策センターが委託した大学教授等が一般診断を基に更に精密な運転性向の諸特性を明らかにし、指導・助言する特別診断とがある。

また、自動車事故対策センターは、平成13年9月の運輸規則等の改正により追加された初任診断(新たに雇用された貨物自動車等運転者を対象とするもの)、適齢診断(65歳以上の貨物自動車等運転者を対象とするもの)、特定診断(事故又は違反を惹起した貨物自動車等運転者などの自動車運転の適性を診断する必要性が高い者を対象するもの)を国土交通大臣の認定を受けて実施している。

(ウ) 事業の運営

指導講習事業は、自動車運送事業に係る運行管理者を対象としており、一方、適性診断事業は、すべての運転者を受診対象としているが、その受診状況をみると、貨物自動車等運転者が受診者のほとんどを占めている。これは、事業用自動車については、いったん事故が発生すると死亡事故につながる割合が大きいことから、運行管理者と貨物自動車等運転者に対して重点的に実施していることによるものである。

また、自動車事故対策センターでは、指導講習、適性診断が多く利用されるよう両事業の利用料金を低く抑えており、受講者及び受診者が負担する料金については、両事業の経費のうち、事業の直接経費と一般管理費等の一部に充てることとし、それ以外の経費については国庫補助金を請求し、交付を受けている。

イ 指導講習事業及び適性診断事業の実施

指導講習事業及び適性診断事業は、その他の事業とともに、一般業務勘定において財務処理が行われており、その財務状況をみると、毎年度当期損失を計上し、平成12年度末現在の繰越欠損金は15億円となっている。

一方、これらの事業に対する財政資金として、政府出資が行われており、平成12年度末現在の残高は9億1,300万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は約65億円となっている。

指導講習事業及び適性診断事業は、自動車事故対策センターの支所(主管支所9か所、職員数103人。支所41か所、職員数178人)において行われている。指導講習事業の受講者数は、年々増加し、平成12年度は15万6,173人となっており、また、適性診断事業の受診者数は、10年度から12年度までの3年間は28万人台で推移し、12年度は28万8,255人となっている。

指導講習事業及び適性診断事業について、担当職員の給与及び事務室の維持費用等の一般管理費(以下「一般管理費等」という。)を除く事業の実施に直接要する費用(以下「直接経費」という。)と、これに対する受講料収入及び受診料収入(以下「料金収入」という。)との状況をみると、両事業とも毎年度料金収入が直接経費を上回っている(平成12年度は、指導講習事業で1億2,700万円、適性診断事業で1億1,200万円)。ただし、両事業の一般管理費等を含む事業費を当省で推計したところ、平成12年度では一般管理費等を含む事業費が20億7,400万円となり、両事業の料金収入を

18億3,600万円上回っており、この差額については国庫補助金の交付を受けている。この国庫補助金は、国庫補助金を含めた事業収入29億3,100万円の62.6パーセントを占めている。

「自動車損害賠償責任保険審議会答申」(平成12年6月28日)は、適性診断等の事故防止対策については、受益者負担の拡大を図りつつ、事故防止の効果の高い分野に重点をおいて実施する等の見直しが必要としている。

自動車事故対策センターは、本答申を踏まえ、指導講習事業の受講料金の見直しを行い、平成13年4月に料金を値上げしており、これにより、国庫補助金の縮減が図られる見込みである。

したがって、国土交通省は、自動車事故対策センターの事業の効率的な実施及び財政資金の有効使用を図る観点から、指導講習事業及び適性診断事業について、i)自動車事故対策センターに対して、利用料金の見直しに当たっては、受益者負担をより拡大し、業務運営の改善を図るよう指導するとともに、ii)これに伴い指導講習事業及び適性診断事業に対する国庫補助金を縮減する必要がある。

### (3) 療護センターの運営

#### ア 療護センターの概要

自動車事故対策センターは、自動車事故による被害者で重度の後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者の収容、治療及び介護を行う療護センターを4か所設置しており、1か所は同法人が直接運営し、他の3か所については民間に運営を委託している。

#### イ 療護センター運営に係る財務状況

療護センターの運営事業は、療護業務勘定において財務処理が行われており、その財務状況をみると、当期損失を計上し、繰越欠損金が、平成10年度は59億9,600万円、11年度は67億500万円、12年度は72億4,200万円と年々増加している。

なお、療護センターの運営については、「自動車損害賠償責任保険審議会答申」(平成12年6月28日)において、交通事故で重度の後遺障害に陥った被害者の救済に役割を果たしているが、今後は、現在計画している増床を進めるとともに、短期入院制度や在宅介護の支援を実施する一方、効率的な経営の推進等に努める必要があるとされている。

一方、療護センター運営事業に対する財政資金として、政府出資が行われており、平成10年度に21億1,600万円、11年度に41億7,400万円、12年度に26億6,100万円が追加出資され、12年度末現在、政府出資金の残高は253億5,900万円となっている。また、毎年度国庫補助金が交付されており、平成12年度の交付額は約22億円となっている。

#### ウ 療護センターの運営

療護センターの平成12年度末現在の入院患者数は、総ベッド数130床に対して120人となっている。また、入院期間別にみると、平成13年8月末現在の入院患者118人のうち5年以上入院している患者が60人と過半を占めている。

療護センターは、交通事故に起因する重度の後遺障害者について、ワンフロア病棟システム(病室を一つのフロアにして入院患者のわずかな意識の回復の兆しを集中的に観察するシステム)など独自の治療及び看護を行う専門機関であり、この運営には、前述のとおり政府出資金や国庫補助金等の財政資金が毎年度投入され、入院患者一人当たりの国庫負担額は多額に上る。また、今後も増床を計画しているなど、今まで以上の費用が支出されると想定されることから、その効率的な運営が必要となっている。

したがって、国土交通省は、自動車事故対策センターの事業の効率的な実

施及び財政資金の効率的な使用を図る観点から、自動車事故対策センターに対して、療護センターの運営を一層効率化するよう指導する必要がある。

## 11 空港周辺整備機構

### (1) 法人の概要

空港周辺整備機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。)に基づき、周辺整備空港(周辺地域が市街化されているため、航空機の騒音による障害を防止し、又は軽減し、あわせて生活環境の改善に資するため、周辺地域について計画的な整備を促進する必要があると認め指定された空港)の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等により、その地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的として、当初、昭和49年4月15日に大阪国際空港周辺整備機構が、51年7月1日に福岡空港周辺整備機構が各々設立され、航空機騒音防止法の改正により、60年9月30日に両機構が統合し、設立された。

空港周辺整備機構は、1)空港周辺地域の第1種区域(航空機騒音の加重等価平均感覚騒音レベル(うるさく感じる指数)がおよそ75以上の地域。以下同じ。)内で、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設(倉庫、工場、流通施設、駐車場等の施設。以下「騒音斉合施設」という。)の用に供する土地の取得、造成及び譲渡並びに移転跡地の有効活用を行うことにより、騒音斉合施設への土地利用の転換を図る事業(以下「再開発整備事業」という。)、2)第2種区域(航空機騒音の加重等価平均感覚騒音レベルがおよそ90以上の地域)内から建物等を移転又は除却する者に対し損失の補償を行う事業(以下「移転補償事業」という。)、3)第3種区域(航空機騒音の加重等価平均感覚騒音レベルがおよそ95以上の地域)及び都市計画緑地区域内において緩衝緑地帯等を整備する事業(以下「緑地造成事業」という。)、4)再開発整備事業、移転補償事業及び緑地造成事業により住居を移転する者のために、第1種区域外に移転先の用地を取得及び造成し、これを譲渡する事業(以下「代替地造成事業」という。)、5)再開発整備事業、移転補償事業及び緑地造成事業により住居を移転する借家人、借間人等のために住宅等を取得し、貸し付ける事業(以下「共同住宅建設事業」という。)、6)第1種区域内に所在する住宅の所有者等が行う防音工事に対し助成を行う事業(以下「民家防音事業」という。)を実施している。

空港周辺整備機構に対する財政資金として、政府出資が空港整備特別会計から10億5,000万円、関係地方公共団体出資が3億5,000万円それぞれ行われ、平成12年度末現在における同機構の資本金は14億円となっている。また、毎年度国庫補助金等(委託費、補助金)が交付されており、平成12年度の交付額は約156億円となっている。

空港周辺整備機構の組織は、大阪国際空港事業本部(4部12課。大阪府池田市所在)、福岡空港事業本部(4課。福岡市所在)、東京事務所(東京都所在)から成っている。また、同機構の平成12年度末現在の定員は、大阪国際空港事業本部80人、福岡空港事業本部33人、東京事務所1人の計114人となっており、8年度末に比べ7人減少している。

### (2) 業務の効率化

大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部における代替地造成事業、共同住宅建設事業(大阪国際空港事業本部のみ実施)、民家防音事業、再開発整備事業の実施状況は、次のとおりとなっている。

#### ア 代替地造成事業

代替地造成事業を実施するための用地取得の状況をみると、大阪国際

空港事業本部では平成11年度以降、福岡空港事業本部では9年度以降、新たな用地取得を行っておらず、また、造成工事は大阪国際空港事業本部では昭和62年度以降、福岡空港事業本部では平成5年度以降行っていない。

また、代替地造成事業で整備した土地の譲渡の状況をみると、平成12年度末までに整備された751区画のうち739区画がすでに譲渡され、現在、12区画(大阪国際空港事業本部4区画、福岡空港事業本部8区画)を移転交渉を行う場合の移転先の代替地として保有している。さらに、譲渡された739区画のうち89区画は移転者が購入しなかったため、空港周辺整備機構では長期保有のリスクを回避する必要から移転対象者以外の者へ譲渡したものである。

本事業については、航空機騒音の発生源対策や移転補償が進んだ結果、事業量は減少しており、また、移転者は空港周辺整備機構が自ら取得し、造成した移転代替地のほかに民間の住宅分譲会社等が造成する住宅地を購入し移転することが可能であり、平成8年度から12年度の5年間に移転した129世帯のうち、空港周辺整備機構が整備した代替地に移転した世帯は2世帯に過ぎないものとなっている。

以上のことから、代替地造成事業については、現在保有している代替地(12区画)は、移転対象者の購入希望に備えるための必要最小限の土地を除き移転対象者以外の者へ売却すること、新規造成事業は、移転対象者の購入希望に備えるための必要最小限の土地が移転対象者に販売され代替地を補給する必要が生じた場合に限り整備することなどにより、業務の合理化を図る余地が認められる。

代替地造成事業の実施体制(職員定員数)をみると、大阪国際空港事業本部では5人(代替地対策課)、福岡空港事業本部では2人となっている。

#### イ 共同住宅建設事業

共同住宅建設事業の実施状況をみると、入居の需要がないとして昭和59年度以降新たな共同住宅の建設は行っておらず、事業は現在保有している6棟の共同住宅の維持管理(家賃の徴収、修繕等)のみとなっている。

また、保有している6棟の共同住宅の管理状況をみると、平成12年度末現在、管理している総戸数304戸のうち、234戸が入居済みであるが、70戸は空室(23.0パーセント)となっている。さらに、この外これまでに代替住宅として確保しておく必要のある数以上の空き室があったことから移転対象者以外の者に分譲したものが、46戸となっている。

本事業については、現在は共同住宅の維持管理が中心であり、また、住宅供給における民間部門の果たしている役割は大きく、さらに、移転希望者は、民間部門等が供給する共同住宅への居住も可能であることから、現在保有している住宅は、処分することが適当と考えられる。

大阪国際空港事業本部における共同住宅建設事業の実施体制(職員定員数)をみると、1人が管理業務を行っており、この外1人が兼務で家賃収納業務を行っている。

#### ウ 民家防音事業

民家防音事業の実施状況をみると、大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部とも事業の対象となる第1種区域に居住している世帯の98パーセント以上において、家屋の防音工事が実施済みとなっているため、新規件数は少なく、空調機器の機能回復工事(防音工事施工後10年以上が経過し、所要の機能が失われている空調機器を交換し機能回復を図る工事)、再更新工事(機能回復により設置された空調機器の機能が失われているものについて、空調機器を交換し機能回復を図る工事)が中心となっており、平成14年3月に策定された大阪国際空港及び福岡空港に係る整備基本方針においても、「民家防音事業は、対象世帯についてほぼ実施され、現在、空調機器の機能回復工事及び再更新工事を実施している状況である。」とされている。

また、民家防音事業について、昭和56年度から平成12年度までの20年間に実施した事業件数の推移をみると、1)大阪国際空港事業本部では、昭和56年度から59年度までは1万件を超えていたが、それ以降減少して、63年度には298件となり、平成元年度から新たに機能回復工事が開始されたことから再び増加し、4年度から9年度まではほぼ1万件に達したものの、10年度には2,809件、12年度には1,653件と減少しており、2)福岡空港事業本部では、昭和56年度3,516件から増加し、60年度にはピークの5,418件となったものの、翌61年度には1,006件に減少し、以後400件から1,000件未満で推移しており、平成12年度には487件となっている。

民間防音事業の実施体制(職員定員数)をみると、1)大阪国際空港事業本部では、平成8年度は30人、9年度は29人、10年度は26人、12年度は23人と減少し、また、一人当たりの事業実施件数は、8年度は432件であったものが、12年度には71件へと大幅に減少しており、2)福岡空港事業本部では、8年度以降は7人と増減はみられないが、一人当たりの事業実施件数は8年度は114件であったものが、12年度には70件へと減少している。

## エ 再開発整備事業

再開発整備事業については、昭和62年度から移転補償跡地(国有地)について国土交通省から一時使用許可を得て、騒音斉合施設を建設し、民間事業者等に貸し付ける事業を開始し、現在は、民間事業者等への貸付け、民間事業者等からの騒音斉合施設の整備の要望の聴取及び当該施設の管理が主要な業務となっている。

再開発整備事業の実績をみると、大阪国際空港事業本部では、整備した土地5か所(25,430平方メートル)、建物1棟(16,100平方メートル)を、福岡空港事業本部では、土地32か所(17,260平方メートル)、建物9棟(3,700平方メートル)を民間事業者等に貸し付けている。これら再開発整備事業による騒音斉合施設の建設、維持管理等は、民間の資金、経営能力、技術能力などの活用による合理化、効率化を可能とする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)を適用することがふさわしいものと考えられる。

空港周辺整備機構は、再開発整備事業について同法の考え方を採用し、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を図る方針を有しているが、今後これに基づく着実な実施が必要となっている。

なお、再開発整備事業の実施体制(職員定員数)をみると、大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部とも3人となっている。

したがって、国土交通省は、空港周辺整備機構の事業、業務運営の合理化・効率化を推進する観点から、空港周辺整備機構に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- 1) 事業については、i)代替地造成事業は、事業にとって必要最小限の代替地を除き移転対象者以外の者へ処分するとともに、新規造成は必要最小限の代替地を補給する場合に限り行うことにより合理化を図ること、ii)共同住宅建設事業は、新規の住宅建設を停止するとともに、現在保有している住宅を処分すること、iii)再開発整備事業は、民間の資金及び経営能力、技術能力を積極的に活用することにより合理化・効率化を図ること。
- 2) 上記1)による代替地造成事業、共同住宅建設事業及び再開発整備事業の合理化・効率化の推進並びに民家防音事業等の事業量の減少を踏まえ、これら事業を担当する組織・要員について合理化を図ること。